

令和 7 年度 山形市社会福祉事業団事業計画

I 事業団

(1) 社会福祉事業

山形市社会福祉事業団は、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、山形市と一体となって、次の社会福祉事業を行う。

① 第一種社会福祉事業

ア 児童養護施設	山形学園の管理運営
イ 特別養護老人ホーム	山形市特別養護老人ホーム菅沢荘の管理運営
ウ 養護老人ホーム	山形市養護老人ホームあたご荘の管理運営

② 第二種社会福祉事業

ア 障害児通所支援事業	こまくさ学園の管理運営 指定児童発達支援事業ひよこ教室の経営 指定放課後等デイサービス風の子の経営
イ 障害福祉サービス事業	恵光園の管理運営 蔵王通勤寮の管理運営 指定共同生活援助事業所蔵王の経営 指定共同生活援助事業所こもれびの経営 指定短期入所事業所こもれびの経営
ウ 老人短期入所事業	菅沢荘ショートステイの管理運営
エ 老人デイサービス事業	山形市菅沢デイサービスセンターの管理運営
オ 老人居宅介護等事業	ヘルパーステーションあたごの経営
カ 一般相談支援事業	指定相談支援事業所まんさくの経営
キ 特定相談支援事業	指定相談支援事業所まんさくの経営
ク 障害児相談支援事業	指定相談支援事業所まんさくの経営

③ その他の事業（受託事業等）

ア 日中短期入所事業所恵光園の運営
イ 保育所等発達相談事業
ウ 山形市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業（市営南山形住宅）

(2) 公益事業

社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の事業を行う。

① 公益を目的とする事業

- ア 指定相談支援事業所まんさく（基幹相談支援センター）の設置経営
- イ 山形西部地域包括支援センターの設置経営
- ウ たきやま地域包括支援センターの設置経営
- エ 指定居宅介護支援事業所すげさわの設置経営
- オ 指定居宅介護支援事業所たきやまの設置経営

(3) 経営改善等への取り組み

山形市の社会福祉施策を規範としながら、事業団の効率的かつ自立・自主的な事業経営を目指すため、令和4年3月に策定した経営基本方針及び第2期経営改善指針に基づき、引き続き経営改善に向けた必要な取り組みを実施する。

〈経営基本方針〉

① 信頼される法人・施設の運営

- ア 指定管理者としての責務の遂行（市有施設の適正な管理運営の実施）
- イ 市民の福祉セーフティネットとしての役割（緊急入所・支援困難者の受入等）
- ウ 危機管理体制の強化（感染症対策の強化、業務継続計画の策定、法人・施設が連携した危機管理体制の整備）
- エ コンプライアンスの推進（コンプライアンス体制の確立、ハラスメントの防止及び研修の実施）
- オ 事業運営の透明性の確保（事業団ホームページ等による情報公表の推進）

② より良い福祉サービスの提供

- ア 人材の確保（職員採用の強化、生産性向上による職員の定着化）
- イ 職員の資質向上（職員研修による資質の向上、資格取得の勧奨・費用の助成）
- ウ 利用者の安全・安心の向上（利用者の人権擁護及び虐待防止の徹底）

③ 地域社会への貢献

- ア 地域共生社会への貢献（包括的な相談支援体制の強化）
- イ 地域における公益的な取り組みの推進（地域の課題・ニーズに応える取り組みの検討）
- ウ 次世代の福祉人材の育成（実習生、ボランティア等の積極的な受入）

④ 人材の育成と働きがいのある職場づくり

- ア 経営理念の策定（事業団の新たな理念の策定）
- イ 研修体系の整備（組織的な職員の研修体系の確立）
- ウ 業務改善に向けた取り組み（業務の効率化・生産性向上による職員の業務負担の軽減）
- エ 風通しのよい職場づくり（職員間のコミュニケーションの活性化等）
- オ ワーク・ライフ・バランスの推進（長時間労働の抑制、休暇取得の促進、多様な働き方の検討）

⑤ 経営の健全化（第2期経営改善指針）

- ア 収入の確保（稼働率等の数値目標の達成、新規加算の取得）
- イ 人事評価制度の導入（業務評価による職員のサービスの質の向上及び職員処遇への反映）
- ウ 組織体系・給与制度の総合的な見直し（職務・職位と給与制度の見直し等）

エ デイサービスセンターの在り方の検討（山形市への積極的な提案、協議の実施）

オ 適正な人員配置と組織体制の強化（業務量の変動等に応じた職員配置等）

カ 効率的な事業経営（自主事業の経営の安定化、職員の意識改革、経費の節減）

(4) 適正な法人運営の実施

社会福祉法人制度改革に基づき、公益性の高い社会福祉法人として適正な運営を確保するため、引き続き次の取り組みを推進する。

- ① 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び運営協議会の適正な運営を行うとともに、経営組織のガバナンスの強化に取り組む。
- ② 計算書類及び現況報告書等を適時公表し、事業運営の透明性の向上に努める。
- ③ 適正な資金管理を行うため、定期的に内部監査、税理士による会計指導等を実施し、財務規律の強化を図る。
- ④ 地域が必要とする現行の公益的な取り組みを継続して実施する。

(5) そ の 他

- ① 指定管理者として指定期間5年目を迎え、令和8年度以降の指定管理者の指定を受けるため、山形市に必要な指定申請を行う。
- ② 事業団の経営基本方針の見直しを行うとともに、第3期経営改善指針を策定する。
- ③ 消費税の納税義務者として適正な税務申告及び納付を行う。

Ⅱ 事 務 局

事業団の運営を円滑に行うため、事業団の業務を統括するとともに、法人全体に係る事務、財務、職員の人事・労務管理等の業務を行う。

- ① 法人の総合調整を行う。
- ② 事業計画・予算、決算その他重要な事項を審議するため、理事会、評議員会を開催する。
- ③ 利用者、家族、地域の方々の意見を事業運営等に反映させるため、運営協議会を開催する。
- ④ 事業団の経営健全化を図るため、第2期経営改善指針に基づく取り組みを推進する。
- ⑤ 管理職による事業団運営会議を毎月開催し、法人・施設間の意思統一、法令遵守の周知徹底、情報の共有化等を図る。
- ⑥ 毎月の事業団施設の経営状況の把握、決算事務等により法人全体の財務管理を行う。
- ⑦ 安定した事業運営を行うため、適正な要員計画と職員採用を実施する。
- ⑧ 事業団ホームページによる情報公開の推進及び苦情解決制度の運用に努める。
- ⑨ 事業団に対する情報公開の請求に対しては、規程に基づき適正に対処する。
- ⑩ 事業団内の個人情報の取扱いについては、規程に基づき適切に行う。
- ⑪ ハラスメントの防止等に関する基本方針等に基づき、ハラスメントの防止等を推進する。
- ⑫ 指定管理者制度の事務を総括する。

Ⅲ まんさくの丘

障がい児・者の総合施設として、その特性を活かし、各施設の相互の連携のもとに事業の運営を行い、幅広く質の高い福祉サービスの実現を目指す。

(1) 基本方針

- ① 利用者の権利を尊重し、利用者が自己実現を図るための適正な福祉サービスの提供による総合的な支援を行う。
- ② 総合的な相談窓口として、行政と連携しながら、地域で生活する障がい児・者の支援を行う。
- ③ 地域との交流行事等を実施し、地域に親しまれ、開かれた施設運営を目指す。
- ④ 常に事業の質の向上を図るため、職員の資質向上や業務改善に努める。
- ⑤ 関係機関と連携しながら安全管理への取り組みを実施し、防災対策の充実を図る。

(2) 施設全体としての取り組み

① 各施設との連携の推進

- ア 各施設及び事業の連携を図るため、定期的に調整会議を開催する。
- イ 苦情対応・解決を図るため、第三者委員会を開催する。
- ウ まんさくの丘まつりの開催や地域行事等への参加による地域交流を推進する。
- エ 円滑な施設運営を行うため、職員による各種委員会を開催する。(研修委員会、給食委員会、地域福祉委員会、防災委員会、環境整備委員会、虐待防止・身体拘束適正化委員会、衛生委員会、感染対策委員会、リスクマネジメント委員会、まんさくの丘課題検討委員会)

② 安全管理への取り組み

- 事故、火災、自然災害など不測の事態が生じた場合は、対応マニュアルに基づき迅速に対応する。また、事故やヒヤリハット事例が発生した場合は、報告書を作成し、調整会議等で再発防止策を講じ、職員への周知徹底を図る。
- ア 火災や自然災害等を想定した避難訓練、総合防災訓練を実施し、防災意識と危険回避能力の向上を図る。
 - イ 避難路や防災設備の管理・点検、施設内外の危険箇所の改善を図る。また、地震、台風、大雨等があった場合は、施設・設備等を再点検して安全を確保する。
 - ウ 救急救命講習会など防災に関する研修会を実施する。
 - エ 地震等の大規模な災害や感染症が発生した場合は、業務継続計画に基づき各施設が相互に連携して事業運営を継続できるよう必要な体制を整備するとともに、関係機関との連携体制を構築する。

1 児童発達支援センターこまくさ学園

児童憲章並びに児童福祉法に基づき、障がいのある子どもの発達支援を行い、情緒の安定、身の自立、運動発達、コミュニケーション手段の獲得、集団生活への意欲等の発達を助長し、子ども達が将来の自立に向け、発達・成長できるよう支援する。

また、地域における障がい児支援の中核支援施設としてその役割を果たすため、相談支援体制の充実を図り、時代のニーズに応える専門的な支援体制の充実を目指し、次の事業を行う。

(1) 事業概要

- 事業種別 児童発達支援センター
- 利用定員 30名
- 開所時間 毎週月～金曜日 8:30～17:15、土曜日（第1・3・5）8:30～12:30
- 療育時間 毎週月～金曜日 10:00～15:00、土曜日（第1・3・5）9:00～12:15
- 利用対象者 障がいのある就学前の児童

(2) 基本方針

- ① 子どもの人権や人格を尊重しながら、子どもの発達の可能性を見出し、最大限に力を発揮できるよう豊かな発達を支援する。
- ② 子どもと家族が主体的に地域で生活できる力を育むため、個々に応じた適切な支援を行う。
- ③ 家族の願いを受け止め、子どもの年齢、障がいの程度、発達年齢に配慮し、適切に支援する。また、親子関係や保護者の子育ての考え方、生活環境に十分に配慮して対応する。
- ④ 子どもに適切な支援ができるよう職員及び関係者と十分な連携を図る。
- ⑤ 専門職として知識・技量を高め、自覚と責任を持って発達支援の質的向上に努める。

(3) 本年度の重点目標

- ① 児童発達支援センターとして、子どもに専門的な支援を提供するとともに、さらなる専門性の向上に努める。
- ② 地域における発達支援の中核拠点として、地域の障がい児通所支援事業所や保育所等に保育所等訪問支援や相談支援など必要な支援を提供できる体制を整備する。
- ③ 平均利用率84%を目標とする。

(4) 事業内容

① 個別支援計画の作成と評価

ア 年3回作成（4月、9月、1月）

イ 個別支援計画書をもとに保護者と個人面談を実施し、計画の確認・必要な見直しを行う。

② 療育内容

療育にあたっては、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域を含めた総合的な支援を提供する。

ア 基本的な生活リズムの確立と健康管理

- ・保護者と連携（生活表の活用）し、快食、快眠、快便など生活リズムの確立を目指す。
- ・自ら体調の不調を発信できない子どもが多いため、保護者とともに日々の健康状態の把握を行う。
- ・各科検診（年2回）、身体測定（毎月）を実施する。
- ・変化に富み、栄養バランスのとれた給食の提供に努め、偏食の子どもには、共感性、模倣力、安心感を育むような関わりを持ち、楽しく食事ができるよう配慮する。

イ 遊びの幅を広げ、遊びの楽しさを知る。

- ・「…をしたい」「…ができた」という欲求や達成感の充実を図り、自己有能感が高められるよう支援する。
- ・遊びや運動経験の中で、保有する感覚（聴覚・視覚・触覚・嗅覚・味覚・固有覚・前庭

覚)の働きを豊かにする。

- 豊かな遊びの中で、周囲の人や物事を認知できる力や対応できる力を養う。
- 全身を使う遊び、感覚運動遊び、リズム運動等の活動で、基礎体力や筋力の増進を図り、健康な体を作る。
- 「第2の脳」と呼ばれる手指を使った活動を通して、素材が変化する楽しみや想像力を膨らませ、道具の使い方を学びながら、巧緻性を高め脳の発達を促す。

ウ 基本的な生活習慣の確立

- 構造化された環境の中で自分ができることを増やし、自信と自立的な生活意欲が育つよう支援する。
- 手洗い・消毒、歯磨き等の衛生管理の習慣化を図る。
- 日常生活の中で、社会のルール、身の振る舞い方、マナー、身だしなみなどをしっかり教え、将来自立した社会の一員として生活できるよう支援する。

エ 人と関わる楽しさと人と関わる力を育てる。

- 様々な活動を通して、人と関わる楽しさ、安心感、信頼関係を築けるよう配慮する。
- 自分の意思や気持ちを相手に伝えることや、相手の意思や気持ちを理解できるコミュニケーション能力を育成する。
- 様々な環境の中で自分に必要な支援をマネジメントする力を身につける。

③ 行事・園外活動・交流保育

ア 季節の行事等により自然や季節を体感し、集団活動の楽しさを知り、豊かな社会体験の実現を図る。

イ 近隣のこども園と積極的な交流保育を通して、地域交流、心の交流、発達の促進を図る。

ウ 感染症対策等を十分に行い、安全に実施する。

月	行 事 内 容
4月	入園式、お花見
5月	乗馬体験、ドッグセラピー、療育参観
6月	社会見学（園外活動）、プール開き
7月	合宿（1泊2日）、七夕、バスハイク
8月	夏まつり
9月	遠足、まんさくの丘まつり（合同行事）
10月	親子レクリエーション、乗馬体験、ドッグセラピー
11月	療育参観、給食センター見学、交通安全教室
12月	クリスマス会
1月	だんご木刺し
2月	節分遊び
3月	おひなまつり、卒園式

④ 家族支援

ア 育児の悩みやストレスが少しでも解消できるように、日々の連絡帳の活用、送迎時の相談、臨床心理士による外来相談、定期的な個人面談や家庭訪問を実施する。

イ 保護者研修会や茶話会の開催

⑤ 移行支援

- ア 今後の進路や移行先の選択にかかわる子ども及び家族への相談援助
- イ 移行先への子どもの状態、家族の意向、支援の方針・内容・方法等の情報伝達・共有

⑥ 地域支援・地域連携の充実

- ア 地域における療育の向上を図るため、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、療育機関等を対象に研修会を開催する。
- イ 巡回相談、外来相談、山形市保健所での相談室を継続し、相談支援の充実を図る。
- ウ 学校等の関係機関と連携しながら、子ども及び家族を包括的に支援する。

⑦ 地域交流の推進

- ア 地域交流行事や日々の散歩等を通して、地域住民とのふれあいと理解を広げる。
- イ 関連施設及び関係機関との連携に努める。

⑧ 災害及び事故防止対策

- ア 療育中の事故、感染症の予防に万全を期す。
- イ 園外行事は無理のない日程・内容で計画し、安全な体制を整え、事故の防止に努める。
- ウ 火災・地震等の災害を想定した防災訓練を毎月実施し、非常時に備える。
- エ 安全で効率的な通園バスの運行を行う。
- オ 業務継続計画に基づき、災害時に事業の継続ができるよう必要な体制を整備する。

⑨ 実習生等の受け入れ

- ア 後進育成のため、社会福祉士・保育士等の資格取得等の実習生を受け入れる。
- イ 福祉啓発のため、大学生の介護等体験や小中高生の体験学習を受け入れる。

⑩ 苦情解決

- ア 事業団の苦情解決規程に基づき、誠意を持って迅速かつ円滑な解決を図る。
- イ 年2回保護者への利用アンケートを実施する。

⑪ 虐待の防止のための措置

- ア 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者を選任し、必要な体制を整備する。
- イ 虐待の防止を啓発・普及するための職員研修を実施する。

⑫ 職員の資質向上

- ア 各種外部研修会、視察研修等に積極的に参加し、療育技術等の研鑽を図る。
- イ 職場内研修やケース検討会を開催し、療育の質的向上を図る。

2 児童発達支援事業ひよこ教室

育ちや発達の遅れが心配される就学前のお子さんとそのご家族の方を対象に、個別や小集団での遊びや散歩を通して、お子さんの発達に応じた適切な支援を行うとともに、ご家族の方が子育てに自信を持ち、安心して生活を送ることができるよう療育の相談や助言を行い、児童福祉の増進を図るため、次の事業を行う。

(1) 事業概要

- 事業種別 児童発達支援
- 利用定員 1日10名

- 開 所 時 間 毎週月～金曜日 8：30～17：00、土曜日（第1・3・5）8：30～12：30
- 療 育 時 間 毎週月～金曜日 9：00～13：00、土曜日（第1・3・5）9：00～12：00
面談等によっては、開始時刻、終了時刻が変更となる場合あり
- 利用対象者 育ちや発達に心配のある就学前の児童

(2) 基 本 方 針

- ① 子どもの人権や人格を尊重しながら、子どもの発達の可能性を見出し、最大限に力を発揮できるよう豊かな発達を支援する。
- ② 子どもと家族が主体的に地域で生活できる力を育むため、個々に応じた適切な支援を行う。
- ③ 家族の願いを受けとめ、子どもの年齢、障がいの程度、発達年齢に配慮し、適切に支援する。また、親子関係や保護者の子育ての考え方、生活環境に十分に配慮して対応する。
- ④ 子どもに適切な支援ができるよう職員及び関係者と十分な連携を図る。
- ⑤ 専門職として知識・技量を高め、自覚と責任を持って発達支援の質的向上に努める。

(3) 本年度の重点目標

- ① 親子での通園を基本としながら、就労等の理由により利用が難しいご家庭を対象に、単独通園日を確保するなど利用の増進を図る。
- ② 年間利用者数1,100名を目標とする。

(4) 事 業 内 容

① 個別支援計画の作成と評価

ア 年2回作成（半期毎）

イ 個別支援計画書をもとに保護者と個人面談を実施し、計画の確認・必要な見直しを行う。

② 療 育 内 容

療育にあたっては、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域を含めた総合的な支援を提供する。

ア 遊び等を通してより良い親子関係の形成を図る。

イ 基本的な生活リズムの確立と健康管理を行う。

ウ 遊びの幅を広げ、遊びの楽しさを知る。

エ 基本的な生活習慣の確立を図る。

オ 人と関わる楽しさと人と関わる力を育てる。

カ 季節の行事や活動で自然や季節を感じ、集団活動の楽しさを知る。

- ③ 家族支援（育児相談、個人面談、外来相談、保護者研修会の開催）
- ④ 進路支援（保育園、幼稚園等との情報の共有）
- ⑤ 保護者研修会の開催
- ⑥ 災害・事故防止対策の充実
- ⑦ 関係機関との連携
- ⑧ 利用終了後のアフターケア

3 放課後等デイサービス風の子

小学生の障がい児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に療育の機会を提供し、発達を支援するとともに、療育相談等を行い、児童福祉の増進を図るため、次の事業を行う。

(1) 事業概要

- 事業種別 放課後等デイサービス
- 利用定員 1日10名
- 開所時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：00
- 療育時間 毎週月曜日～金曜日 13：30～17：00、学校休業日 11：30～16：30
- 利用対象者 障がいのある小学生

(2) 基本方針

- ① 子どもの人権や人格を尊重しながら、子どもの発達の可能性を見出し、最大限に力を発揮できるよう豊かな発達を支援する。
- ② 子どもと家族が主体的に地域で生活できる力を育むため、個々に応じた適切な支援を行う。
- ③ 家族の願いを受けとめ、子どもの年齢、障がいの程度、発達年齢に配慮し、適切に支援する。また、親子関係や保護者の子育ての考え方、生活環境に十分に配慮して対応する。
- ④ 子どもに適切な支援ができるよう職員及び関係者と十分な連携を図る。
- ⑤ 専門職として知識・技量を高め、自覚と責任を持って発達支援の質的向上に努める。

(3) 本年度の重点目標

- ① 療育の場と教育の場の双方で共通理解のもと統一した支援ができるよう情報を共有する機会をできるだけ設ける。
- ② 年間利用者数2,200名を目標とする。

(4) 事業内容

- ① 個別支援計画の作成と評価
 - ア 年2回作成（半期毎）
 - イ 個別支援計画書をもとに保護者と個人面談を実施し、計画の確認・必要な見直しを行う。
- ② 療育内容
 - 療育にあたっては、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域を含めた総合的な支援を提供する。
 - ア 遊びや創作的活動を通して、児童の発達段階に必要な支援を行い、心身両面のバランスのとれた発達を支援する。
 - イ コミュニケーション、感情コントロール、マナー等の社会的スキルの獲得を図る。
 - ウ 基本的生活習慣、健康管理、身だしなみなど将来の自立生活に必要な支援を行う。
 - エ 全身を使う遊び、感覚運動遊び、体幹を鍛える遊び等の活動を通して、基礎体力や筋力の増進を図る。
- ③ 家族支援（育児相談、個人面談、外来相談）
- ④ 移行支援（移行先事業所との情報の共有）
- ⑤ 保護者研修会の開催
- ⑥ 災害・事故防止対策の充実

- ⑦ 学校、関係機関との連携
- ⑧ 利用終了後のアフターケア

4 保育所等発達相談事業

山形市内の保育所又は認定こども園において、保育士等を対象に発達が気になる幼児への保育方法の指導や助言を行い、処遇の質を高めるとともに、発達に心配のある幼児の早期発見・早期療育につなげることを目的として、次の事業を行う。

(1) 事業概要

- 事業種別 保育所等発達相談事業（山形市委託事業）
- 事業対象者 山形市内の保育所又は認定こども園に勤務する保育士等

(2) 基本方針

- ① 保育等現場の多様なニーズに対応できるよう、実態把握・観察の徹底を図るとともに、実効性のある助言・指導を実施する。
- ② 山形市こども未来課や各保育所との連携を図り、計画的で効率の良い巡回相談を実施する。
- ③ 関係機関との連携を図り、早期発見・早期療育に努める。

(3) 本年度の重点目標

- ① 年間巡回相談、事例検討会の実施回数80回を確保する。

(4) 事業内容

- ① 巡回相談の実施（予約制）
- ② 事例検討会の開催（予約制）
- ③ 発達支援基礎養成研修会の開催（年3回）
- ④ 行政分科会の開催

5 恵光園

利用者の希望や個性を尊重しながら、一人ひとりが安心して活動できる機会を提供し、利用者が自分らしく毎日を過ごすことができるよう支援サービスの充実を図る。

(1) 事業概要

- 事業種別 障害福祉サービス（生活介護）
- 利用定員 40名
- 営業日時 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15、第1・3・5土曜日 8：30～12：30
（祝日、12月29日～1月3日を除く）
- 利用対象者 障害支援区分3以上の方（50歳以上は障害支援区分2以上の方）

(2) 基本方針

- ① 利用者を確保し安定的な運営、経営を目指す。
- ② 利用者の意向を大切にし、利用者に寄り添い利用者主体の支援を目指す。
- ③ 家庭や関係機関と連携し、情報や支援方針を共有する。
- ④ 職員の専門性、支援技術の向上を図る。
- ⑤ 職員同士が連携し、利用者満足度の高い支援を目指す。

(3) 本年度の重点目標

- ① 利用者が安心して自分らしく活動できる環境と支援体制を構築・改善する。
- ② 新型コロナウイルス等の感染対策の徹底と利用者の健康維持・増進を図る。
- ③ 利用者満足度の高い活動を企画し、実施する。
- ④ 平均利用率76%を目標とする。

(4) 事業内容

① 個別支援の充実

利用者それぞれのニーズに即した個別支援計画を作成し、利用者（保護者）と園で課題、目標を共有し、効果的な支援を行う。

② グループ活動の充実

生活力や身体機能の維持向上に重点を置いたグループ（生活班）と創作や作業等に重点を置いたグループ（作業班）を基本に活動する。活動内容によっては、別グループの編成を行い、利用者間の交流を図り、活動の効果を高める。

③ 内容別活動の充実

ア 生活

日常生活に必要な食事、排泄、着脱衣等の支援を行うとともに、それらを身につけるトレーニングを行う。

イ 創作

陶芸、手工芸、絵画、工作、音楽、フラワーアレンジメント等を楽しみながら、自己表現ができる機会を設ける。

ウ 作業

菓子箱作り、農作業等の生産的な活動を取り入れ、集中力や作業能力を高めながら達成感等を得られる機会と社会参加の機会を提供する。

エ 文化

季節の行事や誕生会等の親睦行事を通して、豊かな生活体験を積む機会を設ける。

オ 体力維持・増進

体力や身体機能に応じて、体操、散歩、レクリエーション等の身体を動かす活動を取り入れる他、必要な利用者には機能維持のための訓練等を行う。

④ 家庭等との連携

必要に応じて家庭、グループホーム等と連携し、相互に共通理解のもと適切な支援を行う。

⑤ 社会参加の促進

外出やスポーツ、作品の販売等により社会や地域との交流を図り、社会参加を促進する。

⑥ 健康及び衛生管理

ア 健康管理は日々の健康観察をもとに、家庭等と連携し体調管理の適切な支援に努め、必要に応じて嘱託医等から指導を受ける。

イ 総合健診や各科検診（内科、眼科、耳鼻科、歯科）を行い、疾病等の予防に努めるとともに、希望する利用者を対象にがん検診や婦人科検診等を行う。

ウ 新型コロナウイルス、インフルエンザ、その他の感染症等の予防及び集団感染の防止を

図るため、手指・活動場所の消毒、手洗い等衛生面に配慮した適切な対策を講じる。

エ 食事による健康維持を図るため、栄養バランスや食品衛生面、誤飲等を考慮した形態に十分配慮しながら、利用者の嗜好を考慮した食事の提供に努める。

オ まんさくの丘で感染症防止委員会に基づき、職員への指導及び研修を実施する。

⑦ 苦情解決

利用者及び保護者等に苦情解決体制の周知を図り、取り扱いについては、事業団の苦情解決規程に基づき誠意をもって迅速かつ円滑な解決を図る。

⑧ 時間外預かり支援サービス（レスパイトサービス）の実施

家族の都合等により家庭での対応が困難な場合に、通常の営業時間帯以外でも一定の時間帯（８：００～８：３０／１７：１５～１８：３０）の中で、通常の支援時間を延長して利用者を預かるサービスを提供し、在宅で生活する利用者とその家族を支援する。

⑨ 災害及び事故防止対策

ア 利用者の事故防止に万全を期して支援する。

イ 通園時の状況を確認し、必要に応じて安全に通園するための支援・助言を行う。

ウ 火災、地震、風水害等の災害を想定した防災訓練を定期的実施するとともに、敷地や建物等についても非常時に備え定期的に点検・確認を行う。

エ 行事等は安全面に十分配慮した内容で計画し、無理のない方法で実施する。

オ 送迎車両は安全を最優先とし、効率的な運行に努める。

カ 業務継続計画に基づき、災害時に事業の継続ができるよう必要な体制を整備する。

⑩ 虐待の防止のための措置

ア 人権擁護、虐待防止等に関する責任者を選任し、必要な体制を整備する。

イ まんさくの丘の虐待防止・身体拘束適正化委員会に基づき、職員への指導や職員研修に参加し、虐待防止等の啓発及び徹底を図る。

6 日中短期入所事業所 恵光園

在宅で生活する障がい者が、日中に家族等から生活支援を受けることが困難な場合に、所定の時間帯で一時的にお預かりする事業で、障がい者及び家族が安心して在宅生活を送ることができるよう次の事業を行う。

(1) 事業概要

- 事業種別 日中一時支援事業
- 定員 原則１日あたり５名まで
- 営業日時 毎日８：３０～１８：３０（１２月２９日～１月３日を除く。）
※ただし、緊急の場合は相談に応じる。
- 利用対象者 １８歳以上の障がい者（主たる対象者は知的障がい者）
※ただし、日中に介護者がなく市町村の認定を受けた方

(2) 基本方針

- ① 職員の専門性及び支援技術の向上を図る。
- ② 利用者に寄り添い、利用者が安心・安全に過ごすことができる支援を目指す。

- ③ 家庭や関係機関と連携し、信頼関係の構築に努める。
- (3) 本年度の重点目標
 - ① 相談支援事業所等と連携しながら、外部利用者の受入れを図る。
 - ② 年間延べ利用者数130名を目標とする。
 - ③ 利用にあたっては、新型コロナウイルス等の感染対策を徹底し、感染防止に努める。
- (4) 事業内容
 - ① 支援内容
 - ア 安全・衛生面に配慮した環境を提供し、個々の状況に応じた必要な支援を行う。
 - イ 着替えや排泄等は原則、同性職員が介助を行う。
 - ウ 家庭と連携して利用者の健康状態を把握し、必要に応じて服薬管理、食事支援等を行う。
 - エ 利用者の希望に応じて余暇支援を行う。

7 指定共同生活援助事業所こもれび

重度の障がい者等に生活の場を提供し、職員による常時の支援体制を確保しながら、入居者が充実した地域生活を営むことができるよう次の事業を行う。

- (1) 事業概要
 - 事業種別 日中サービス支援型共同生活援助
 - 入居定員 10名
 - 入居対象者 障害支援区分4以上の方（主たる対象者は知的障がい者）
- (2) 基本方針
 - ① 入居者が地域において共同で自立した日常生活と社会生活を営むことができるように、入居者の心身の状況等に応じて、食事、入浴、排せつ等の介助や相談その他日常生活に必要な支援を適切かつ効果的に行うことを目指す。
 - ② 職員の資質の向上と支援技術の向上を目指す。
- (3) 本年度の重点目標
 - ① 家庭、日中活動事業所、相談支援事業所等の関係機関と連携した支援を行う。
 - ② 平均稼働率85%を目指す。
 - ③ 新型コロナウイルス等の感染対策を徹底し、入居者の感染症の予防に努める。
 - ④ 地域連携推進会議を組織・運営し、地域に開かれた施設を目指す。
- (4) 事業内容
 - ① 入居者への支援
 - ア 個別支援計画に基づき、総合的かつ計画的な支援を行い、必要に応じて計画を見直し支援の充実を図る。
 - イ 入居者が安心して暮らせる安全な生活環境の整備を図る。
 - ウ 健康に生活ができるよう体調管理に重点を置いた支援を行う。
 - エ 日中に入居者がグループホーム内で過ごす場合は、日中サービス支援型の機能を活かし日中活動の充実を図るための支援を行う。
 - オ 新型コロナウイルス等の感染状況に留意しながら、地域との交流や社会資源を有効的に

活用し、生活の質を高め主体的に暮らせるように支援する。

カ 和やかな雰囲気の中で、栄養面に配慮した食事を個々に応じた食べやすい形で提供する。

② 支援体制の充実

ア サービス管理責任者、生活支援員及び世話人等が、入居者の支援に必要な情報を共有し、共通認識をもと適切な支援を行う。

イ 入居者の日常生活や日中活動等の安定を図るため、家庭、日中活動事業所、相談支援事業所等と必要な情報交換等を行う。

ウ 入居者の日常生活に必要な現金の取扱い等については、随時確認及び把握ができる体制とし、取扱いの適正化を図る。

エ 研修会等に参加し、職員の資質向上を図る。

オ まんさくの丘の虐待防止・身体拘束適正化委員会に基づき、職員への指導や職員研修に参加し、虐待防止等の啓発及び徹底を図る。

③ 健康及び衛生管理

ア 家庭及び日中活動事業所等と連携し、入居者の日常的な健康状態の把握に努める。

イ 日中活動事業所等と連携し、病気の予防と早期治療に努める。

ウ 入居者の体調不良や疾病等の際は、協力医療機関等と連携して早期に適切な対応を行う。

エ 感染症の予防に努め、感染者が発生した場合は蔓延を防ぐために必要な対策を講じる。

オ 衛生的な生活環境を整えるため、入居者の居室や共有スペース（食堂、トイレ、浴室等）の清掃を行うとともに、清潔な衣類の着用や適切に洗濯等を行う。

④ 余暇活動の支援

ア 余暇を楽しく過ごし生活に張りや潤いが持てるように、余暇の過ごし方については個別に必要な支援を行う。

イ 全員又は小グループで季節行事や誕生会等を催し、心豊かな時間が持てるよう支援する。

⑤ 地域交流

ア 地域の行事等に参加し、積極的な交流を図り、地域住民からの理解を得る。

イ 社会のルールやマナーを守り、地域の活動にできる限り協力し、地域の一員として認められるよう支援を行う。

⑥ 災害及び事故防止対策

ア 火災や自然災害等を想定した避難訓練を行い、落ち着いて避難できる力を養うとともに、風水害等の避難情報等に対しては早期に適切な対応を行う。

イ 建物内外で火器類等を使用する際は、十分な安全確認を行った上で慎重に取扱う。

ウ 建物や周辺の危険個所の把握に努め、職員が情報を共有し、必要に応じて適切な対策を講じ事故の防止に努める。

エ 業務継続計画に基づき、災害時に事業の継続ができるよう必要な体制を整備する。

⑦ 家庭及び関係機関との連携

入居者への総合的な支援の向上を図るため、家庭や関係機関との連携を密にし、必要な情報の共有、意見交換等を行う。

8 指定短期入所事業所こもれば

在宅で生活している障がい者が、病気その他の理由により家族から介護を受けることができない場合に、緊急一時的に宿泊の場を提供し、その家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ることを目的として次の事業を行う。

また、山形市の委託事業である「山形市障がい者地域生活支援拠点等整備事業」に基づき、利用対象者の緊急時の受入れ、受入れ後の支援及び体験的利用の対応等を行う。

(1) 事業概要

- 事業種別 短期入所（併設型） ※グループホームこもれば内に併設
- 利用定員 短期入所2名（うち1名は市委託事業分）
- 利用対象者 障害支援区分1以上の方（市委託事業分は、市に事前登録した方かつ市が必要と判断した方）

(2) 基本方針

- ① 利用者がその利用期間において安全かつ安心して生活できるように、家庭及び関係機関等から必要な情報を得て適切な支援を行う。
- ② 利用者の心身の状況に応じて、食事、入浴、排せつ等の介助や相談その他必要な援助を効果的に行う。
- ③ 職員の連携と情報の共有化を図るとともに、職員の資質向上と支援技術の向上を図る。

(3) 本年度の重点目標

- ① 可能な限り利用者の情報収集、アセスメントに努め、安心して過ごせる支援体制を整える。
- ② 年間利用者数360人を目標とする（市委託事業分を除く。）
- ③ 利用にあたっては、新型コロナウイルス等の感染対策を徹底し、感染症の予防に努める。

(4) 事業内容

- ① 利用開始に向けた利用者のアセスメントを行い、必要な基本情報及び状況等を把握し、利用者の状況に応じた支援計画を作成する。
- ② ショートステイ専用の居室・設備を提供し、支援計画に基づき、食事の提供、入浴、排せつ等の介助や相談その他日常生活に必要な支援を行う。
- ③ 利用者の健康状態の把握や服薬の管理を行うとともに、感染症の予防に努める。
- ④ 利用期間中に日中活動事業所等を利用する場合は、利用に向けた支援・調整を行う。

9 蔵王通勤寮

(1) 事業概要

利用者が将来自立して地域での生活に移行できるよう、次の事業を行う。

- 事業種別 障害福祉サービス（宿泊型自立訓練）
- 利用定員 20名
- 利用対象者 15歳以上の障がい者（主たる対象者は知的障害者）

(2) 基本方針

- ① 利用者本位の視点に立ち、個人の特性を尊重した支援を行う。
- ② 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援し、期限内での地域

生活への移行を目指す。

- ③ 利用者の日常生活の安定や就労の定着を図るため、常に関係機関と連携しながら支援する。

(3) 本年度の重点目標

- ① 新規利用者の確保に努め、稼働率80%を目指す。
- ② 相談支援事業所との連携を図りながら、利用者の確保に努める。
- ③ 県内一円の相談支援事業所、特別支援学校、児童養護施設等関係機関を訪問し、蔵王通勤寮の周知と利用に向けた働きかけを行う。

(4) 事業内容

① 自立能力開発への支援

- ア 個別支援計画に基づき、総合的かつ計画的な支援を行う。
- イ 地域生活に必要な知識や技術の習得を図るため、実生活に則した訓練や研修等を行う。
- ウ 経済感覚や金銭の管理能力を高めるため、必要な支援・助言を行う。
- エ 社会見学旅行や行事等を通して、様々な体験や見聞を広げ、社会性を養う。

② 就労・日中活動安定への支援

- ア 雇用の安定を図るため、就労意欲の向上を図るとともに、職場訪問等により職場内の人間関係及び就労継続に向けた調整を行う。
- イ 関係機関と連携し、就労や日中活動の安定に向けた調整・支援を行う。

③ 地域生活に向けた支援

- ア 関係機関、地域住民、就労事業所及び家庭等からの理解と協力のもと、地域生活に必要な環境の整備を行う。
- イ 相談支援事業所と連携し、グループホームやアパート等の情報提供、見学等の支援を行い、地域生活への移行を推進する。

④ 食事の提供と食生活の支援

- ア 栄養と嗜好のバランスに配慮し、家庭的で安全な食事の提供を行う。
- イ 自立生活に必要な基本的な調理や栄養が偏らない適切な外食の選び方など知識の取得を支援する。

⑤ 健康及び衛生管理

- ア 常に利用者の身体状況を把握し、健康維持及び増進を図る。
- イ 定期的に健康診断（年1回）を行い、病気の予防と早期治療を図る。
- ウ 体重及び血圧測定を毎月行い、健康状態を把握する。
- エ 健康で衛生的な生活を維持するため、基本的な知識・技能の習得を図る。
- オ 感染症の予防と発生時の蔓延を防ぐため、適切な対策を講ずる。

⑥ 余暇活動への支援

- ア 生きがいを実感できる余暇にするため、個別の要望に基づき趣味等の支援を行う。
- イ 利用者の自発的な活動につなげる助言・支援を行う。

⑦ 地域交流の推進

- ア あいさつを心がけ、社会ルール及びマナーを守ることができるよう支援する。
- イ 積極的に施設や地域の行事に参加し、地域との交流を図る。

⑧ 災害及び事故防止対策

- ア 火災や自然災害を想定した避難訓練を実施し、防災意識と危険回避能力の向上を図る。
- イ 通勤途上等の交通事故や就労上の労働災害に関する安全教育を実施する。
- ウ 施設内の危険個所を把握・改善し、事故防止を図る。
- エ 業務継続計画に基づき、災害時に事業の継続ができるよう必要な体制を整備する。

⑨ 家族（保護者）との連携

個別面談や行事等を通して相互の理解を深める。

⑩ 苦情解決

- ア 事業団の苦情解決規程に基づき、誠意をもって迅速に対応する。
- イ ご意見箱の設置や定期的なアンケートを実施し、意見や要望を把握し改善に努める。

⑪ 虐待防止のための措置

- ア 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者のもと、必要な措置を講じる。
- イ 虐待防止を啓発・普及するため、職員に対する研修を実施する。

⑫ 職員の資質向上

外部研修会への参加や施設内研修により、職員のより一層の資質向上を図る。

10 指定共同生活援助事業所蔵王

入居者がその人らしく、地域で安心して生活できる暮らしの実現を目指し、次の事業を行う。

(1) 事業概要

- 事業種別 外部サービス利用型共同生活援助
- 利用定員 グループホーム6カ所（各4名 男女各3棟）計24名
- 利用対象者 15歳以上の障がい者（主たる対象者は知的障がい者）

(2) 基本方針

- ① 入居者個々の生活の質を高め、心豊かに地域で暮らせるよう支援する。
- ② 入居者の日常生活の安定や就労の継続を図るため、援護施設（蔵王通勤寮）、就労事業所、相談支援事業所及び関係機関と密に連携しながら支援する。
- ③ 常に職員一人ひとりの資質の向上、支援技術の向上を目指す。

(3) 本年度の重点目標

- ① 充足率100%を目指す。
- ② 入居者の単身生活など地域生活への移行に向けた支援を行う。

(4) 事業内容

① 入居者への支援

- ア 個別支援計画に基づき、総合的かつ計画的な支援を行う。また、必要に応じて計画を見直し、支援の充実を図る。
- イ 入居者が安全かつ安心して暮らせる生活の場にするために必要な支援を行う。
- ウ 社会資源を有効に活用し生活の質を高め、生きがいを得られるよう支援する。
- エ 適切な現金・預貯金等の取扱いができるよう金銭感覚や管理能力を高める支援を行う。
- オ 食事は家庭的な献立とし、栄養と嗜好のバランスを考えた食事を提供する。

② 支援体制の充実

- ア 世話人との連携を密にし、入居者の支援に必要な情報を共有して適切な支援を行う。
- イ 世話人の資質の向上を図るため、研修会の開催や外部研修会への参加を行う。
- ウ 入居者の生活に関する現金及び共益費等の通帳の管理状況を常に把握できる体制とし、適正な金銭の取扱いを行う。
- エ 入居者の就労・日中活動の安定を図るため、就労事業所、関係機関等と連携を強化する。

③ 健康及び衛生管理

- ア 協力医療機関と連携し、入居者の健康管理及び増進を図る。
- イ 定期的（年1回）に健康診断を行い、病気の予防と早期治療に努める。
- ウ 健康で衛生的な生活を維持するため、基本的な知識・技能を習得する。
- エ 感染症の予防と発生後の蔓延を防ぐため適切な対策を講ずる。

④ 余暇活動への支援

- ア 生きがいを実感できる余暇にするため、余暇の過ごし方に必要な助言・支援を行う。
- イ 親睦旅行や季節の行事等により見聞や交流を広げ、心豊かな時間が持てるよう支援する。

⑤ 地域交流の増進

- ア 社会ルール及びマナーを守り、地域住民からの理解を得られるよう助言を行う。
- イ 施設や地域での行事を通し、積極的に地域との交流を図るよう助言する。

⑥ 災害及び事故防止対策

- ア 火災や自然災害等を想定した避難訓練を実施し、防災意識と危険回避能力の向上を図る。
- イ 通勤途上等の交通事故や就労上の労働災害に関する安全教育を実施する。
- ウ 建物内外の危険箇所を把握・改善し、事故防止を図る。
- エ 業務継続計画に基づき、災害時に事業の継続ができるよう必要な体制を整備する。

⑦ 家族（保護者）との連携

- ア 個別面談や行事などを通して相互の理解を深める。
- イ 入居者の情報を共有し、連携して対応できる関係を構築する。

11 相談支援事業所まんさく（基幹相談支援センター）

相談支援を受けた障がい児・者が、それぞれの障がい特性、身体の状態及び生活環境に応じ、自分の意思や希望に沿った暮らしの実現とその継続を図るため、主任相談支援員及び相談支援専門員が個々の相談に応じ、市町村や関係機関と連携しながら、山形市の基幹相談支援センターとして相談支援業務等を行うとともに、利用者に必要なサービスの利用支援・調整等を行う。

(1) 事業概要

- 事業種別 一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援
基幹相談支援センター（山形市委託事業）
- 営業日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）
※ただし、相談は年末年始を除く毎日受け付ける。
- サービス提供時間 9：00～17：00（相談受付は24時間可）

- 利用対象者
 - ・障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がい者
 - ・障害福祉サービスを利用する全ての障がい児

(2) 基本方針

- ① 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行う。
- ② 地域との結びつきを重視し、市町村、障害福祉サービス事業者及び保健医療サービス提供者等との連携を図る。
- ③ 令和7年4月より山形市から基幹相談支援センターを受託し山形市の基礎型相談支援の機能の一端を担う。
- ④ 質の高い相談支援を行うため、研修等による研鑽を重ね専門性を高める。

(3) 本年度の重点目標

- ① 多岐にわたる相談に対して、利用者本人のニーズを把握し、保健、教育、医療、その他関連分野と連携を図りながら、他職種とともに重層的に関わり支援体制の充実を図る。
- ② 特定相談100件、特定相談継続支援130件、障害児相談350件、障害児相談継続支援250件を目標とする。

(4) 事業内容

- ① 特定相談支援
 - ア 計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援、利用計画案作成等）
 - イ 基本相談支援（障がい児・者からの相談対応）
- ② 一般相談支援
 - ア 地域移行支援（地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等）
 - イ 地域定着支援（24時間受付による相談支援体制の整備等）
 - ウ 基本相談支援（障がい児・者からの相談対応）
- ③ 障害児相談支援
 - ア 障害児相談支援（障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助、利用計画案作成等）
 - ※障がい児の入所サービスは支援利用計画作成の対象外
- ④ 山形市が実施する基幹相談支援センターの受託、並びに近隣市町が実施する相談支援事業業務の受託
- ⑤ 山形市障がい者自立支援協議会の事務局業務、各専門部会の運営
- ⑥ 近隣市町及び関係機関等（福祉・医療サービス提供者等）との連絡調整
- ⑦ 障害福祉サービス支給申請等に関する支援及び受付
- ⑧ サービス担当者会議の開催によるサービス内容の検討及び調整
- ⑨ 利用者へのサービス利用計画書の作成と必要に応じた変更
- ⑩ 利用者の居宅訪問と面接によるアセスメントの実施
- ⑪ 主任相談支援専門員による相談支援専門員の資質の向上を図る研修等の実施
- ⑫ 必要に応じた専門性の高い臨床心理士等による外来相談の実施
- ⑬ その他利用者及び家族等からの相談に対する必要な助言及び情報の提供

Ⅳ 児童養護施設山形学園

児童の人権を守り、安定した環境の中で児童一人ひとりが安心して心身共に健やかに過ごし、将来退園後に自立した生活を送ることができるよう児童の力を育み、児童が自信を持って社会へ巣立つことができるよう、次の事業を行う。

(1) 事業概要

- 事業種別 児童養護施設
- 入所定員 40名
- 利用対象者 様々な事情で家庭での養育が困難な概ね2歳から18歳の児童（措置入所）

(2) 基本方針

- ① ユニットケア体制の充実と施設の小規模化への取り組み
- ② 一人ひとりの心身の発達を支援する処遇の推進、個別ケアの充実
- ③ 家庭や関係機関と連携し、家族再統合に向けての相談・助言及び家庭支援
- ④ 職員の専門性に対する意識と資質の向上、チームケア体制構築
- ⑤ 里親支援の充実、地域の子育て家庭の支援

(3) 本年度の重点目標

- ① 児童と丁寧に関わり、気持ちを十分に受けとめ、児童の意見を反映させた支援を実施する。
- ② 安定した養育体制を維持するため、職員がワーク・ライフ・バランスを実現できる働き方ができるように、適切に休憩や休暇を取りやすい職場環境づくりに努める。
- ③ 退園した児童がスムーズに自立した生活を送ることができるようアフターケアを実施し、継続した支援の充実を図る。
- ④ 親子関係の再構築を図るため、関係機関と密に連携し、更なる家庭支援の強化を目指す。

(4) 事業内容

- ① 被虐待児に対する援助体制の強化
 - ア 心理療法の充実（カウンセリング、セカンドステップ、サードステップ）
 - イ 児童相談所や医療機関、関係教育機関との連携強化
 - ウ 事例検討会や研修会による職員の資質向上及び専門性の向上
 - エ 関係機関との連携による親への指導、助言
 - オ 親子関係の再調整、再構築
- ② 生活指導（生活リズム・基本的生活習慣の確立）

児童の年齢や発達に応じ、自分の身の回りのことができるよう支援する。
- ③ 保健衛生管理
 - ア 予防を第一とし、自ら健康や衛生に意識を持って生活できるよう習慣を育成する。
 - イ 清潔で衛生的な生活環境づくりに努める。
 - ウ 嘱託医や協力病院と連携の上、看護師を中心に児童の健康管理や感染症対策等を行う。
- ④ 給食
 - ア ユニットケア形態における食事提供体制の構築と充実を図る。
 - イ ユニット調理やおやつ作りの実施など豊かな食環境の整備を図り、食事を通して児童が心身共に満たされるように配慮する。

⑤ 学習・進路

- ア 学習ボランティアを積極的に導入し、個別指導が必要な児童への学習環境を整備する。
- イ 小・中学校との定期的な連絡会や情報交換の機会を多く設け、相互理解と連携を深める。
- ウ 進路に関しては、本人の意思や保護者等との関係に配慮し、学校と連携して進める。
- エ 障がいを持つ児童に対し、適切な進路指導ができるよう専門機関との連携を図る。

⑥ 余暇、園外活動及び行事

社会資源の有効活用と積極的な園外活動等への参加により、社会性・自立性の伸張を図る。

⑦ 自立生活への支援

- ア 退園する児童に向けたフレッシュマンスタート講座を実施し、社会人として必要な基礎知識を学ぶ機会を設ける。
- イ 自立支援担当職員を配置し、退園した児童にアフターケアを定期的に実施し、社会的に孤立することなく円滑に社会生活を営むことができるよう支援する。

⑧ 家庭関係の調整

- ア 保護者との連携に配慮し、養護・自立支援にあたり、家族のケースワークに努める。
- イ 家庭支援専門相談員を中心に児童相談所等の関係機関と連携し、親子関係の再構築を図るとともに、家庭復帰への具体的な目標を設定し家族と協働する。
- ウ 保護者等への相談の援助を行う。

⑨ 里親支援と委託推進

- ア 里親支援専門相談員を中心に、里親との交流と相互理解を深め、里親委託の推進を図る。
- イ 里親家庭への訪問、相談の援助を行う。
- ウ 里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）を行う。
- エ 入所児童の家庭生活体験の受け入れ先を広げる。

⑩ 地域交流の推進

- ア 地区の行事に積極的に参加し、施設の社会化に努める。
- イ 地域交流行事を開催する。（ふれあい祭り）
- ウ 地区住民や近隣施設等に体育館を開放し、開かれた施設づくりに努める。
- エ 近隣施設へのボランティアを積極的に行い、地域交流を深め、社会性の伸張を図る。

⑪ 苦情解決

- ア 児童へのアンケートを実施し、児童の意見を生活の中に反映させ、安定した生活を営むことができるよう支援する。
- イ 日頃から児童が職員に悩み、不安、不満を相談できる関係づくりに努める。

⑫ 災害及び事故防止対策

- ア 防災訓練の実施及び災害時の地域協力体制の構築
- イ 交通安全教育の徹底

⑬ ボランティアの受け入れ

生活に密着したボランティアを広く募り、生活に潤いと広がりを持てるよう配慮する。

⑭ 実習生の受け入れ

- ア 後進育成のため、社会福祉士、保育士等の資格取得の実習生を受け入れる。

イ 福祉啓発のため、大学生の介護等体験学習を受け入れる。

⑮ 被措置児童虐待防止

全国児童養護施設協議会の倫理綱領に基づき、必要な体制の整備や職員研修を実施する。

⑯ 職員研修

ア 施設内外の研修に参加し、職員の資質向上を図る。

イ 感染症に関する研修を実施し、感染症の予防と感染拡大防止に努める。

ウ ハラスメントの防止に関する研修を実施し、より良い職場環境づくりに努める。

⑰ 職員の育成

ア 職員同士のコミュニケーションを密にし、十分な情報の共有を図り、職員が共通認識のもと相互に連携しながら業務を遂行できるように努める。

イ 業務分担の見直しにより業務負担を平準化し、職員個々のスキルアップを図る。

ウ ICT技術を活用しながら業務のスリム化・効率化を図り、児童に直接処遇にかける時間を十分に確保できるよう努める。

⑱ 関係機関との連携

山形市要保護児童対策地域協議会の代表者会議や実務者会議等の情報を把握し、関係機関と連携しながら地域の子育て世帯を支援する役割の一端を担う。

⑲ 山形市こどもショートステイ

ア ショートステイ事業の実施

イ トワイライトステイ事業の実施

V 高齢者総合福祉施設「すげさわ」

令和7年度も、各事業所とも①健全な経営の維持、②感染症や事故が発生しない施設作り、③稼働率・利用者の確保、④より良いサービスの提供、⑤職員の確保等に努める。

当総合福祉施設は、基本理念である「入所者・利用者、誰もが安心できる暮らしの実現」を目指して、総合福祉施設として、また「ワンストップサービス」の拠点として、一元的・有機的な連携を図り、次の事業を行う。

(1) 基本方針

- ① 「すげさわ」にある各事業所の健全な経営
- ② 人材（職員）の確保、ショートステイ・デイサービス・居宅介護支援事業所における利用者の確保
- ③ 感染症、介護事故、車両事故、苦情が発生しない施設づくり
- ④ 職員の資質向上、職員教育、理念・倫理の徹底
- ⑤ 地元に必要とされ、地元に貢献できる施設づくり

(2) 事業内容

① 総合的な運営

特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの機能を発揮し、総合施設として有機的な連携の中で運営を行う。

② 効率的な経営

ア 個々の事業所の稼働率を保つ。

イ 支出の内容を見直し、経費の節減を図る。

ウ 各事業所の役職員参加による「すげさわ経営会議」を毎月開催し、経営状況を把握、共有する。

エ 経営健全化プロジェクト会議から生産性向上委員会に移行し、時代に即した経営施策を検討する。

オ 総合施設としての利点を生かし、ワンストップサービス機能を発揮する。

③ 組織

ア 特別養護老人ホームを長期部門の「入所系」として、入所者の生活の安定と充実を図る。

イ ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターを「地域サービス系」として、横の連携を密に地域支援機能の強化を図る。

ウ 入所系及び地域サービス系における4つの部所の責任者が各部所を統括することにより、各部所の責任の明確化と事業の主体性を図る。

エ 業務継続計画（BCP）に基づき、大規模な災害等に備え、各部署が連携しながら事業運営を継続できるよう必要な体制の整備を図る。

④ 地域関係

ア 地域交流

新型コロナウイルスの状況を把握し、地域・関係機関と相談しながら、敬老会、夏祭り、ボランティアの集い等の実施、本沢小学校、第九中学校、山形医療技術専門学校の入学式や卒業式への出席、地区文化祭、地区懇談会等への参加を通して地域との交流を図る。

イ 地域貢献

- ・新型コロナウイルスの状況を把握し、地域関係者と相談しながら、本沢地区高齢者を対象に月2回の買物支援（自宅から店舗間の送迎サービス）を行う。
- ・定期的に団地内市道のゴミ拾い・草刈等を実施する。

ウ 地域への情報発信

機関紙「すげさわ通信」を発行する。

⑤ ボランティアの受け入れ

新型コロナウイルスの状況を見ながら、福祉啓発と施設の社会化を図り、施設の環境整備や利用者の生活の潤いにつなげるボランティアの受け入れを行う。

⑥ 実習生等の受け入れ

新型コロナウイルスの状況を見ながら、社会福祉士、介護福祉士、介護職員初任者研修等の資格取得に係る実習生や大学生の介護等体験、小中高生の体験学習を受け入れ、後進の育成と福祉啓発に努める。

⑦ 就労支援事業による在宅で生活している生活困窮者の受け入れ

就労の難しい方が施設内で専門性を必要としない軽易な業務に従事し、職員が支援しながら将来の就労・自立につなげる。

⑧ 情報の公開

第三者機関による山形県介護サービス情報公表システムの評価実施

⑨ 各種委員会

ア 安全衛生委員会

- ・職員健康診断（年1回）、夜勤者健康診断（年1回）、ストレスチェック（年1回）
- ・水道水残留塩素測定（月1回）
- ・各種感染症対策、予防啓発
- ・インフルエンザ、新型コロナウイルス予防ワクチン接種の実施
- ・健康診断結果による産業医の健康指導及び外部保健師によるメタボリックシンドローム該当者の指導
- ・健康作りや感染症等の知識習得に関する研修会の開催

イ 防災委員会

- ・災害時避難訓練……総合防災訓練、避難訓練、夜間想定避難訓練、積雪時避難訓練、地震想定避難訓練、夜間招集訓練等
- ・防災機器取り扱い講習
- ・新型コロナウイルスの状況を見ながら、地域及び近隣施設との防災懇談会の開催
- ・非常時連絡網の作成

ウ 研修・広報委員会

- ・介護老人福祉施設の人員・設備（施設）、運営に関する基準、情報公表制度に対応する各種研修及び職員の資質の向上に係る下記の研修を企画実施する。

○感染症対策

○介護事故発生の防止

○医療に関する研修

○虐待防止に関する研修

○看取り研修

○防災に関する研修

○認知症ケアの研修 ○倫理に関する研修 ○身体拘束防止に関する研修

- ・すげさわ通信、家族会だよりの発行、ホームページの積極的な活用と更新

エ 苦情解決委員会

- ・ご意見箱の活用
- ・第三者委員（会）の活用
- ・新型コロナウイルスの状況を見ながら山形市長寿支援課と連携した介護相談員活動の受け入れとその効果的な活用
- ・定期的な入所者ご家族へのアンケートの実施

オ リスクマネジメント委員会

- ・ヒヤリハット調査によるデータ蓄積と分析に基づき、職員に注意を促し、事故等を防止する。（リスクマネジメント）
- ・虐待の防止に関する委員会の開催や職員研修の実施など必要な措置を講じるとともに、身体的拘束等を行わない取り組みを進める。

カ 食事の委員会

- ・おやつ・水分補給の在庫管理
- ・食事についての提案・施行
- ・新型コロナウイルスの状況を見ながら、調理活動等の企画実施

キ 褥瘡・リハビリ委員会

- ・褥瘡予防及び褥瘡形成者の完治に関する各職種間の協議・連携・情報交換
- ・身体機能に適した福祉用具選定のための情報交換や福祉用具の検討
- ・各ユニット内での機能訓練の勉強会、実践指導の実施
- ・リハビリテーションのアドバイスの周知
- ・統一した機能訓練を実施するためのアドバイスの実施
- ・福祉用具の整備管理
- ・ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム（LIFE）に関しての取り組み及び情報の把握と管理

ク 痰吸引委員会

- ・介護職員が痰の吸引、胃ろうによる経管栄養を実施するための研修や教育
- ・事故及びヒヤリハット事例の分析検討
- ・実施にあたっての手順の検討や見直し

1 特別養護老人ホーム菅沢荘

「入所者誰もが安心できる暮らしの実現」を目指して次の事業を行う。

(1) 事業概要

- 事業種別 介護老人福祉施設
- 入所定員 82名
- 利用対象者 要介護3以上の方

(2) 基本方針

- ① 健全な経営の維持を目指す。
- ② 職員一人ひとりの資質の向上、介護技術の向上を図る。
- ③ 他職種間の連携の強化を図る。
- ④ 入所者に寄り添い、関わりを大切にした入所者主体のケアを目指す。
- ⑤ 家族とのつながりを大切にし、より一層の信頼関係の構築を図る。

(3) 本年度の重点目標

- ① 要介護3以上の方が入所対象となり、医療依存度が高いことから、感染症の防止や健康管理に努め、入院者を減らし稼働率を維持する。
- ② 職員が継続して働くことができるより良い職場環境を目指し、業務の改善に努める。
- ③ ベッドの稼働率95%（78名）を目標とする。
- ④ 新型コロナウイルス等の感染対策を徹底し、感染症の予防に努める。

(4) 事業内容

① 相談援助

- ア 入所申込者の状況把握を徹底し、適切な入所決定を行う。
- イ 自立支援・QOL向上を主眼とするケアプラン体制を構築する。
- ウ 家族へのアンケート調査（年4回）をもとに、ケア・施設運営に反映させる。

② 生活援助

- ア ユニットケア及び個別ケアを充実するとともに、個々に合ったケアを展開する。
- イ 介護事故に至らぬよう丁寧な介護、優しい介護を実践する。
- ウ 生活の場にふさわしい落ち着ける環境作り、季節を感じ取れる環境づくりに努める。
- エ 各種感染症等を予防するため、衛生的な環境の保持に努める。また、感染症が発生した場合は、拡大防止を図る。
- オ 統一したケアを提供するため、職員間の情報の共有や周知等の連携を図る。
- カ 生活場面の中でプライバシー保護を徹底する。
- キ 虐待の防止に向けた取り組みと身体的拘束のない取り組みを進める。

③ 健康管理

- ア 個々の健康管理を徹底し、入院者を少なくする。
- イ ターミナルケア（看取り）は家族、嘱託医との連携を密にして対応する。
- ウ 協力病院・嘱託医・薬局との連携を強化し、円滑な医療管理体制を構築する。
- エ 定期健康診断（年2回）を行い、健康状態の把握と処置に努める。
- オ 新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症の防止に努める。

④ 栄養管理

- ア 適切な食事提供のため、看護・介護・厨房との連携を密にする。
- イ 特別食（治療食）、希望食（随時）、選択食（月3回）、飲酒の日（毎週木曜日）を実施する。
- ウ 経口維持に取り組み、入所者のQOLの向上と介護の質の向上に努める。

⑤ リハビリテーション

- ア 訓練計画予定表に基づいた個別若しくは集団リハビリテーションを実施する。
- イ 個々の身体機能評価から、より適切なりハビリテーションの実施を進める。
- ウ 職員へのリハビリテーション指導を行う。
- エ ケア部門との連携を強化する。
- オ ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム（LIFE）（利用者のデータ、ケアの内容・計画等を厚生労働省に提出し分析された結果がフィードバックされる仕組み）に関する取り組み及び情報の把握に努める。

⑥ レクリエーション

新型コロナウイルスの状況を見ながら、以下の活動を行う。

- ア レクリエーションワーカーを配置し、多様なレクリエーション活動を実践する。
- イ 心身機能の活性化を図るため、カラオケやゲーム等を行う。
- ウ いきがいにつながる余暇活動（音楽、創作活動等）を提供する。
- エ 管理栄養士と協働のもと入所者との調理活動を実施する。

⑦ 行事

- ア 大行事……夏祭り、敬老会、芋煮会
- イ 小行事……お正月、花見、紅葉狩り等

⑧ 家族との連携

- ア 夏祭り・敬老会を共催で実施する。
- イ 家族との連携強化により、施設に対する理解を深めてもらう。
- ウ 家族との連絡・了解・報告を徹底し、トラブル・苦情に至らないようにする。
- エ 家族面会（新型コロナウイルスの状況を見ながら予約制での面会を実施）
- オ 年2回のアンケート調査を実施する。

⑨ 高齢者世話付住宅（市営南山形住宅）生活援助員派遣事業

- ア 安否確認
- イ 生活指導・相談（生活相談日の開催）
- ウ 緊急時の対応
- エ 一時的家事援助（サービス提供事業者等の調整）
- オ 関係機関との調整
- カ その他日常生活上の必要な援助
- キ 市営南山形アパートG棟内の生活相談室の管理

2 菅沢荘ショートステイ

「入所者誰もが安心できる暮らしの実現」を目指して次の事業を行う。

(1) 事業概要

- 事業種別 (介護予防) 短期入所生活介護
- 利用定員 18名
- 利用対象者 要支援又は要介護認定を受けた方

(2) 基本方針

- ① 新規利用者の獲得と定着利用のために関係機関との連携を強化する。
- ② 職員間の連携、情報の共有を図りサービスの向上に努める。
- ③ 利用者・家族・地域の方から、安心・信頼して頂けるサービス体制を構築する。
- ④ 余暇活動及びリハビリ内容の充実を図る。

(3) 本年度の重点目標

- ① 利用者の獲得を図るため、ホームページに空き情報等を掲載し、稼働率90%（16名）を確保する。
- ② 山形市からの虐待等による緊急入所等を継続して積極的に受け入れる。
- ③ 新型コロナウイルス等の感染対策を徹底し、感染症の予防に努める。

(4) 事業内容

- ① 利用者の入所時アセスメントの記録（日誌・個別記録）及び状態把握の徹底
- ② 個別のニーズに添った援助計画の立案
- ③ 送迎 希望により自宅と施設の間を身体状況に合わせた送迎及び事故防止の徹底
- ④ 健康管理 バイタルチェック（検温、血圧測定等）の実施、服薬管理、身体状況の把握及び新型コロナウイルスを中心とした各種感染症の予防
- ⑤ 緊急時 状況に応じたかかりつけ医や協力病院への引き継ぎ
- ⑥ 食事 管理栄養士による栄養管理、身体状況や嗜好を考慮した食事の提供
- ⑦ 排泄 身体状況に応じた排泄の対応
- ⑧ 機能訓練 作業療法士による身体状況に合わせた機能訓練やリハビリ体操の実施
- ⑨ 入浴 身体状況に合わせた入浴の介助、整容の実施
- ⑩ その他 利用時に行われる季節の行事や各種レクリエーションへの参加

3 菅沢デイサービスセンター

(1) 事業概要

- 事業種別 通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）
- 利用定員 1日25名
- 営業日時 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15
(祝日含む。12月31日～1月3日を除く)
- サービス提供時間 9：30～16：00
- 利用対象者 総合事業対象者・要支援又は要介護に認定された方

(2) 基本方針

- ① 健全な経営の維持を目指す。
- ② 個々のニーズに応じたケアを目指す。
- ③ 多様なニーズに対応できるよう、介護の質及び技術の向上を目指す。

(3) 本年度の重点目標

- ① 新規利用者を開拓し、稼働率85%を目指す。
- ② 新規利用者獲得のため、関係機関との連携を強化する。
- ③ 感染症対策を徹底し感染予防に努めながら、積極的に見学希望者の受け入れを行う。

(4) 事業内容

- ① 個別援助計画に基づいたサービスの提供
- ② 家族・関係機関との密接な連携の強化
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業及び予防給付に係るサービスの実施
 - ア 選択的なサービスの実施
運動機能の向上、レクリエーション及び現行の通所介護の集団活動のメニューのうち、介護予防に資すると考えられるもの
 - イ 生活行為向上支援の実施
介護予防マネジメントを通じて、目標設定された自立支援の実現に向けて、働きかけ在宅生活の継続を図る。
- ④ レクリエーション活動の実施
 - ア 日常活動……脳トレ、創作活動、音楽活動、調理活動等
 - イ 行事……花見、誕生会、運動会、芋煮会、初詣、買い物、豆まき、出前昼食、総合事業単独野外活動（利用者と共に先等を行先等を企画）

4 山形西部地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

(1) 事業概要

- 事業種別 地域包括支援センター（総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）、介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）
- 営業日時 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15（祝日、12月29日～1月3日を除く）
- 担当地区 南山形・本沢・西山形・村木沢・大曾根地区
- 利用対象者 担当地区に居住する高齢者又は家族等

(2) 基本方針

- ① 高齢者が住みなれた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続・実現できるよう地域包括ケアを支える公益的な中核機関を目指す。
- ② 他職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築し、公正・中立的な立場と地域高齢者のニーズに適切に対応できる「ワンストップサービス」の拠点としての役割を担う。

(3) 本年度の重点目標

- ① 複合的課題を抱える世帯への適切な支援のために、関係機関とのネットワーク構築を図り、解決に向けた対応力の強化を目指す。
- ② 権利擁護に関する相談窓口として広く周知活動を行い、早期支援に繋がる仕組みを作る。
- ③ ケアマネジメント支援や地域ケア会議から見える地域課題を、地域づくりに繋がる視点で関係機関と共有し、自立に向けたケアマネジメント力の向上と仕組みづくりを提案する。
- ④ 第9期介護保険事業計画（3ヶ年）の中間年を迎え、各地区の課題について、関係機関との協働・連携により介護予防や支え合い意識の普及と活動推進に努める。
- ⑤ コロナ明けても地区の実情に応じ、創造力を発揮しながら地域づくりの支援にあたる。

(4) 事業内容

① 総合相談・支援業務

- ア 各種相談を幅広く受け、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的支援を行う。
- イ 複合的課題のある世帯には、専門相談窓口と個別地域ケア会議を開催し、解決に向けた継続的な支援を行う。重層的支援体制整備事業との連動も鑑み、多機関協働支援センターとの連携を図っていく。
- ウ 支援が必要な世帯が孤立しないように、関係機関と共に見守り体制の強化や相談窓口の周知を図る。
- エ 地区の実情に応じた地域支援計画を作成し、創造力を発揮しながら支援する。

② 権利擁護業務

- ア 虐待の防止や早期発見及び関係機関との連携による適切な対応を行う。
- イ 成年後見、消費者被害に関する制度について、一般住民への周知活動を行う。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 関係機関との連携構築として、圏域内の医療機関、介護支援専門員及び地区民生委員等との情報交換会を行う。
- イ 介護支援専門員同士のネットワーク構築とケアマネジメント向上の機会として、圏域内居宅介護支援事業所連絡会、主任介護支援専門員との情報交換会を開催する。
- ウ ケアマネジメント支援から見える地域課題を社会資源につなげ、課題の解決を図る。
- エ 地域におけるケアマネジメント向上のため、自立支援型ケア会議の開催を行う。

④ 介護予防ケアマネジメント業務

- ア 介護保険制度の基本理念に基づき、「自立支援」や「介護予防」に向けて、社会資源を活用した目標指向型プランを策定する。
- イ 介護予防の啓発に向け、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、山形市医師会在宅医療・介護連携室（ポピー）と課題を共有し、地域の実情に即した事業を実施する。また、ACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）、在宅療養の普及啓発のために開発したツール「人生会議いっぶぐカード」を使った普及促進を図る。

⑤ その他の業務内容

- ア 支援センターだよりの発行（年4回）
- イ 介護予防教室及びサロンの開催支援

- ウ 「認知症カフェ」の開催支援
- エ 本沢地区「元気もりもり応援隊」の講師派遣の連絡調整
- オ 老人福祉センターにおけるはつらつ出前相談の開催支援（２ヶ所）
- カ 地域密着型サービス運営推進会議への参加（４事業所）
- キ 南山形市営住宅シルバーハウジングの緊急対応等の支援

5 居宅介護支援事業所すげさわ

自立支援に向けたケアプランの実践を目指して次の事業を行う。

(1) 事業概要

- 事業種別 居宅介護支援、介護予防支援
- 営業日時 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15（祝日、12月29日～1月3日を除く）
- サービス提供地域 山形市内
- 利用対象者 総合事業対象者、要支援・要介護の認定を受けた方

(2) 基本方針

- ① 健全経営のため実績の確保に努める。
- ② 運営基準を満たす書類を整備・統一する。
- ③ 総合施設の中の事業所として、すげさわの運営に貢献する。
- ④ 自立支援に向けた適正かつ質の高いケアマネジメントを実施する。

(3) 本年度の重点目標

- ① 利用者がその能力に応じ住み慣れた地域で自立した日常生活を継続できるよう支援する。
- ② 担当件数を調整しながら、医療機関の相談室や地域包括支援センターへ空き情報を提供し、事業所のPRに努める。
- ③ 実績目標数1,404件（117件／月）の確保に努める。
- ④ 感染症発生の中でも利用者の適切なマネジメントが継続できるよう体制づくりを行う。

(4) 事業内容

- ① 課題分析とモニタリングの上に立って居宅サービス計画を作成する。モニタリングは、感染症対策を講じて行う。
- ② 運営基準に則した給付管理票を効率的に作成する。
- ③ 市より委託を受けた要介護認定調査の調査票、住宅改修意見書や入所ケアマネ意見書等を適切に作成する。
- ④ 保険者、地域包括支援センター、介護保険サービス事業所（居宅・施設サービス）、医療機関との連携を密にする。
- ⑤ 最新情報を取得するため、各種会議や研修会に積極的に参加する。
- ⑥ 予防給付マネジメント、介護予防・日常生活支援総合事業マネジメント（地域包括支援センターから一部受託）を行う。
- ⑦ 介護支援専門員実務研修における実習生を受け入れる。
- ⑧ 山形市から新たに業務委託される高齢者の個別避難計画作成業務を滞りなく実施できるように努める。

Ⅵ 養護老人ホームあたご荘

安全・安心な生活ができるよう入所者の生活環境を維持するとともに、入所者が能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう次の事業を行う。

(1) 事業概要

- 事業種別 養護老人ホーム、外部サービス利用型（介護予防）特定施設
- 入所定員 100名（外部サービス利用型は40名）
- 利用対象者 65歳以上で生活環境上及び経済的な理由で居宅での生活が困難な方（措置入所）

(2) 基本方針

- ① 入所者が安全かつ安心して、快適に生活できるよう施設の管理運営に努める。
- ② 入所者の個性を尊重したケア、満足度向上のため、職員の資質向上を図る。
- ③ 建物、設備及び備品等の長期使用に向け、適切に管理する。

(3) 本年度の重点目標

- ① 入所者の充足率の向上を図るため、山形市等の措置機関及び関係機関と連携する。
- ② 事故やヒヤリハットの要因分析、検証を行い、事故の未然防止に努める。
- ③ 業務継続計画に基づく感染防止対策に留意し、入所者の日々の健康状態を把握し、職種間で連携し異常等の早期発見に努める。
- ④ 入所者一人ひとりに適切な対応ができるように研修を充実するとともに、業務継続計画等に基づいた研修を実施し、職員の資質向上を図る。
- ⑤ 安全・安心な生活ができるよう、山形市と連携し生活環境を整備し、入所者がいきいきと生活を送ることができるように努める。

(4) 事業内容

① 介護予防事業

- ア 毎日起床時のラジオ体操、朝の百歳体操を実施する。
- イ 荘内ウォーキング（おさんぽタイム）を毎日実施する。
- ウ 好天時（冬期間は除）は中庭散策を実施する。

② 外部サービス利用型特定施設の運営

- ア 入所者の希望・心身状態に合った介護サービス計画や介護予防サービス計画を作成する。
- イ 外部サービス事業者による介護サービス（訪問介護、通所介護、訪問看護によるリハビリ、訪問入浴、福祉用具貸与）を提供する。

③ 援助

- ア 生活援助（居室清掃、洗濯介助、寝具整理、衣類整理、病院の入退院、金銭管理及び書類の管理保管、買い物代行）を実施する。

イ クラブ活動の実施

- 民謡 ○華道 ○書道 ○芸能 ○ワナゲ ○図書館へ行こう会 ○大人の塗り絵
- 園芸・花壇づくり ○フラダンス

ウ レクリエーションの実施

- バス旅行 ○県老人ホーム輪投げ大会 ○お茶会 ○映写会

- 買い物ツアー（生活用品、衣料品） ○車窓ツアー ○季節に合わせた入浴
- 誕生祝い（誕生日プレゼント贈呈）

エ 季節行事の実施

- 新年行事（祝賀会、新年喫茶、だんご木刺し、新春企画） ○節分のつどい
- 雛祭りのつどい ○端午の節句のつどい ○夏まつり（岩波町内会・第一たきやまこどもクラブ後援） ○敬老祝賀会 ○収穫祭 ○芋煮会 ○クリスマスのつどい
- 門松づくり ○年末行事

④ 入所者自身による活動

- 食堂当番 ○きれいにし隊（荘内清掃活動）

⑤ 慰問・ボランティア

- ききみみの会（世界・日本の民話） ○園児の太鼓演技・肩たたき
- 歌謡・舞踊慰問 ○高校生ボランティアによる夏まつりの手伝い

⑥ 食 事

ア 食事時間（2交代）

- ・朝食 （1回目 7:10～7:40 2回目 7:40～8:10）
- ・昼食 （1回目 11:30～12:00 2回目 12:00～12:30）
- ・夕食 （1回目 17:45～18:15 2回目 18:15～18:45）

イ 栄養管理

「日本人の食事摂取基準2020版」の年齢構成及び身体活動レベルⅠに沿った食事を提供する。

ウ 献立・食事の方針

- ・季節が感じられる「やまがた」の特徴を生かした献立を計画する。
- ・変化に富んだ、味・見た目にも喜ばれる献立作成に努める。
- ・生活リズムを整え、健康を維持しながら、活力ある生活を送ることができるような食事の提供に努める。

エ 食事提供の留意点

- ・入所者個々の摂食・嚥下機能に合わせた食事を提供する。
- ・身体状況に合わせた使いやすい食器等の検討をする。
- ・食事のアンケート調査を行い、希望の多いメニューを提供する。
- ・週1～2回実施する選択食を、選択する喜びや満足感の得られるメニューを提供する。
- ・業務継続計画に示した食事前の手洗い、手指消毒、うがい、定期的な換気を行い、感染症の防止を図る。
- ・食事の提供は、感染防止に留意するため対面としない環境とする。
- ・感染症発生時の対応策（感染拡大防止、使い捨て食器使用等）を講じる。
- ・業務継続計画における備蓄品の管理を行いながら、災害時の疑似体験として非常食を防災訓練実施時等の食事時間に提供し、入所者への防災意識の高揚を図る。

⑦ 入 浴

毎週月・水・金曜日に自立者と介助者に分けて入浴を行い、毎月の風呂の日（26日前後）

には、柚子湯等の変わり湯を実施する。

⑧ リハビリテーション

筋力維持・転倒予防のためのいきいき百歳体操、誤嚥予防のための口腔体操を行う。

⑨ 出張販売……食品・雑貨の販売を週1回実施する。(季節毎に衣類の販)

⑩ 理 髪……理容店が定期的に月1回来荘し、実施する。

⑪ 生活相談

ア 入所者とその家族(親族)からの相談に助言・指導を行う。

イ 入所者の自立した生活に必要な指導・援助を行う。

ウ 入所者の金銭出納に関して助言・指導する。

エ 行政機関、地域包括支援センター等との連携を図る。

⑫ 職員研修

入所者へのサービスの質の向上を図るために各種委員会と連携を図り職員研修を実施する。また、業務継続計画に基づいた研修を実施し、職員の理解と周知徹底を図る。

○事例検討(ケースカンファレンス) ○感染症対策・嘔吐物処理実技 ○関係法令の理解

○水分補給のポイント(熱中症予防) ○救命救急 ○身体拘束 ○虐待防止 ○介護技術

(認知症対応等) ○病気と疾病(看護知識) ○業務継続計画(BCP)

◇全国及び東北老人福祉施設大会 ◇養護老人ホーム施設長及び職種別研修 ◇県福祉研修センター及び市社会福祉協議会主催研修

⑬ 各種委員会

ア リスクマネジメント委員会(月1回) 事故防止対策の検討・周知

イ 防災委員会 消防計画及び防災訓練の実施、職員研修と連動した取り組み(業務継続計画に基づく研修実施)

ウ 感染症対策委員会 感染症対策の周知、実技指導・周知、職員研修と連動した取り組み(業務継続計画に基づく研修実施)

エ 食事の委員会 献立の検討、郷土料理及び新メニューの追加

オ 高齢者虐待防止委員会 高齢者虐待防止指針の周知、研修、対応検討(年2回)

カ 身体拘束適正化委員会 身体拘束適正化指針の周知、研修、対応検討(年2回)

⑭ 会 議

ア 経営会議(月1回)

イ 職員会議(月1回)

ウ 業務継続計画検討会議(年2回)

エ 通りミーティング(月1回)

オ サービス担当者会議(特定施設契約、介護認定更新時)

カ カンファレンス(入所時・状態変化時等)

キ 居室検討会議(新規入所、大規模移動時等)

⑮ 健康及び衛生管理

ア 健康診断(年2回)

イ 各医師(内科、精神科、皮膚科、整形外科)の診察

- ウ 訪問歯科診療（介護認定該当者対象）
 - エ 感染症の防止（予防接種、手洗い、うがい、マスク着用、適切な嘔吐物処理、職員の体調管理）
 - オ 集会室、食堂等への空気清浄機、サーキュレーター及び加湿器の設置による感染症の予防及び換気の実施
 - カ 居室・共用設備・浴槽・トイレ・廊下手摺り等の消毒（適時）
 - キ 受水槽清掃及び浴槽レジオネラ菌の検査、水道水残留塩素測定の実施
 - ク 布団乾燥と布団掃除の適宜実施
- ⑩ 災害協定及び事故防止策
- ア 岩波地区町内会と小立町内会及び地区内福祉施設等との「災害時相互応援協定」に基づいた合同防災訓練を実施する。
 - イ 山形市との「福祉避難所の指定等に関する協定」に基づいた福祉避難所として、要援護者受入れ訓練を実施する。
 - ウ 「村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定」に基づく防災訓練に参加する。
 - エ リスクマネジメント委員会で事故及びヒヤリハットを検証し、対応策を検討・周知する。
 - オ 車椅子・歩行器の適正な使用方法を確認し、ブレーキの不具合やタイヤの空気圧等を点検する。
 - カ 事故防止、生活環境整備のため、毎月荘内の安全点検を実施する。
- ⑪ 地 域 交 流
- ア 施設行事への案内（夏まつり・敬老祝賀会等）を行い、近隣地区との交流を図る。
 - イ 地区関係機関（町内会、民生委員、警察、消防、学校、近隣施設等）との連携を図る。
 - ウ 広報紙「あたご荘だより」を年1回発行する。
- ⑫ 山形市介護相談員訪問活動の受け入れ（月1回）
- 外部相談員による荘内巡視と入所者への聞き取りを行い、サービスの質の向上につなげる。
- ⑬ 実習生・ボランティアの受け入れ
- 教員・介護福祉士等の資格取得に係る実習生及びボランティアを受け入れる。
- ⑭ 節電・省エネの取り組み
- 順次LED照明に変更し、冷暖房器具は適切な温度設定を行う。
- ⑮ 入所者満足度の把握及び事業内容等の改善
- ア 荘長と語る会を行い、入所者の意見・要望を聞き、改善を図る。（年1回）
 - イ 満足度調査（施設生活全般、職員の対応等）を行い、業務改善に活かす。（年1回）
 - ウ 入所者親睦会役員との意見交換会を実施する。（年6回）

Ⅶ ヘルパーステーションあたご

利用者の心身の状況を踏まえ、入浴、排泄及び食事介助等を実施し、各自の有する能力に応じ自立した生活ができるよう次の事業を行う。

(1) 事業概要

- 事業種別 ア 訪問介護
 イ 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）
- 営業日時 毎日 7：00～19：00
- 利用対象者 ア あたご荘入所者で要介護の認定を受けた方
 イ あたご荘入所者で要支援の認定を受けた方

(2) 基本方針

- ① 利用者の心身の特性を的確に把握し、適正な訪問介護サービスを提供する。
- ② 業務継続計画に基づいた感染症防止対策に留意し、利用者の健康状態の把握に努める。
- ③ 介護サービスを提供する際は、事故が無いよう安全に配慮する。

(3) 本年度の重点目標

- ① 健全な経営のため、あたご荘と連携して情報を共有し、利用者の確保に努め、年間利用者数320名を目標とする。
- ② 的確なアセスメントシート及び訪問介護計画により介護サービスを提供する。

(4) 事業内容

① 介護サービスの提供

- ア 要介護者を対象に入浴介助、排泄・清拭介助、移動・移乗介助、衣類着脱介助及び口腔ケア等の介護サービスを提供する。
- イ 要支援者を対象に、訪問型サービスとして入浴介助等の介護サービスを提供する。

② 会議の開催

職員会議（あたご荘と合同）及びサービス担当者会議を開催する。

③ 職員研修

- ア 職員のスキルアップと利用者へのサービスの質の向上を図るため、あたご荘と合同で高齢者虐待防止、業務継続計画、感染症の予防及びまん延防止のための研修を実施する。
- イ 各種研修会に参加し、業務に必要な知識・技術を習得するとともに、関係法令及び制度を理解し適正な運営に努める。

VIII たきやま地域包括支援センター

高齢者が要介護状態に至らないように心身の健康を保持し、住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続できるよう、次の事業を行う。

(1) 事業概要

- 事業種別 地域包括支援センター、介護予防支援
- 営業日時 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15（祝日、12月29日～1月3日を除く）
- 担当地区 滝山地区
- 利用対象者 担当地区に居住する高齢者または家族等

(2) 基本方針

- ① 山形市地域包括支援センター運営方針（令和6年～令和8年度）に沿った事業を行う。
- ② 地域の課題やニーズを把握し、専門機関と連携して支援する。
- ③ 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活ができるように地域包括ケアシステムの深化を推進する。
- ④ 高齢者の人権擁護、虐待防止のための指針の策定、職員研修の実施等の体制を整備する。
- ⑤ 感染症や災害が発生した際は、業務継続計画に基づき関係機関と連携協力し、業務の遂行を図る。

(3) 本年度の重点目標

- ① 地域住民の認知症理解を進め、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに取り組む。
- ② 医療や介護が必要になっても、最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう関係機関と連携して支援する。

(4) 事業内容

① 包括的支援事業

ア 総合相談支援業務の実施

（ア）実態把握

- ・高齢者や地域の課題等、情報が寄せられやすい関係をつくり実態を把握する。また高齢者以外の相談でも必要に応じ実態把握を行い、適切な支援機関につなげる。

（イ）地域ネットワークの構築

- ・山形市医師会在宅医療・介護連携室と連携し、医療・介護サービスの切れ目ない提供体制の強化と在宅医療やACP（人生会議）の理解促進に向けた啓発と支援を行う。
- ・地域の関係者が主催する会議やサロン等に参加し、顔の見える関係づくりを行って情報共有や地域課題の把握に努める。
- ・認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員と連携し、認知症の方やその家族が安心できる地域づくりに取り組む。

（ウ）社会資源の把握と活用

- ・生活支援コーディネーターと連携し、地域資源やインフォーマルな支援を把握し、個別課題や地域課題の解決を図る。
- ・圏域内の住民・関係者・関係機関等に対し、社会資源の情報提供と各広報啓発（あんしん定期便の発行等）を行う。

(エ) 介護者支援

- ・家族介護者のニーズを捉え、関係機関と連携し介護離職の防止に向けた支援及び制度や相談窓口について周知啓発を行う。

(オ) 介護予防や地域支え合い意識の普及

- ・生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、ネットワーク連絡会委員と連携・協働し、各町内会やサロン等で認知症予防を重点にフレイル予防の教室や講座を開催する。
- ・通いの場の継続支援や住民主体の通いの場及び認知症カフェの立ち上げを支援する。
- ・地区社協・介護保険事業連絡会と連携し、高齢者見守り連絡所の設置拡大を図る。

イ 権利擁護業務の実施

- ・高齢者が安心して尊厳のある生活を継続できるよう、病気や判断能力の低下など将来にそなえるため、もしもシートの活用など権利擁護に関する相談支援を行う。
- ・高齢者虐待及び消費者被害への対応と防止に向けた周知啓発、成年後見制度の活用支援を行う。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施

(ア) 関係機関とのネットワーク構築

- ・各連絡会や個別地域ケア会議を通じて、介護事業所、医療機関、民間企業等様々な機関や地域関係者との連携・体制強化を図り、地域課題の把握や解決に取り組む。
- ・自立支援型地域ケア会議を開催し、自立支援に資するケアマネジメントの推進や多職種間の連携構築を図る。

(イ) 制度横断的・包括的な支援

- ・生活困窮・障害者・身寄りがいないなど複合的な課題を抱える高齢者世帯に対し、個別地域ケア会議等で役割分担を行い、多機関連携協働による支援を行う。

(ウ) 介護支援専門員に対する支援

- ・定期的に連絡会を開催し、情報交換や課題の共有を図るとともに、相談しやすい関係作りに努める。
- ・介護支援専門員のマネジメント力の向上と関係機関との連携強化を図るため、居宅介護支援事業所連絡会と協働し、事例検討会や研修会を開催する。

① 介護予防ケアマネジメント業務の実施

ア 要支援認定者や総合事業対象者が、インフォーマルサービスを含む介護予防・生活支援サービスを効果的に利用できるよう、適切なケアマネジメントを行う。

イ 要介護・要支援認定の申請相談や申請代行等の便宜を図り、高齢者が円滑に介護保険サービスを利用できるように調整する。

② そ の 他

ア オブザーバーとして地域密着型サービス運営推進会議に参加する。

イ 上記事業内容を円滑に進めるため、各種研修会に参加し職員のスキルアップを図る。

ウ 業務継続計画の見直しや職員に対する訓練を実施するとともに、関係機関との連携体制を構築する。

エ 高齢者虐待防止の指針に基づく委員会の開催や研修会に参加する。

Ⅷ 指定居宅介護支援事業所たきやま

住み慣れた居宅において利用者及び家族等介護者が安心して生活を継続できるよう、利用者の意思や人格を尊重した自立支援と要介護状態の軽減・悪化防止のため、次の事業を行う。

(1) 事業概要

- 事業種別 居宅介護支援
- 営業日時 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15（祝日、12月29日～1月3日を除く）
- サービス提供地域 山形市内
- 利用対象者 総合事業対象者、要支援・要介護の認定を受けた方

(2) 基本方針

- ① サービス事業者、関係機関、地域との連携に努め、ケアプランの作成を行う。
- ② 利用者が適切な介護サービスを受けるために、課題分析とモニタリングの充実を図る。
- ③ 災害等が発生した場合は、業務継続計画に基づき、利用者、家族、関係機関と連携し、業務の継続を図るとともに、高齢者の虐待防止のための指針に基づいた対応を行う。

(3) 本年度の重点目標

- ① ケアマネジャー3名体制による質の高いケアマネジメントの提供を行い、利用者やその家族が安定した在宅生活を継続できるよう支援する。
- ② 介護報酬による経営の維持に努め、ケアプランの作成目標件数を1,200件とする。
- ③ 地域、地域包括支援センター、医療機関等との連携やつながりを意識した支援を行うとともに、家族も利用者とともに在宅生活を継続できる取り組みに力を入れる。

(4) 事業内容

- ① 利用者に必要なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、家族との連絡を密にしながら課題分析を行い、介護サービス計画書を作成する。
- ② 介護予防支援業務を受託し、介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防ケアプランの作成を行う。
- ③ サービス事業者等との連絡調整を行い、介護サービス計画の実施状況の把握に努める。
- ④ 山形市、法人内施設、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び介護サービス事業者との連携を強化し、新規利用者の受け入れにつなげる。
- ⑤ 要介護認定等に係る申請代行、認定調査、住宅改修理由書及び高齢者個別避難計画作成など、市からの委託契約に基づく業務を行う。
- ⑥ 給付管理票の作成・提出を行う。
- ⑦ 積極的な研修の参加や事業所内ケアマネジャーとの意見交換を行い、介護支援専門員としての資質の向上に努める。
- ⑧ 業務継続計画及び高齢者虐待防止のための指針に基づいた定期的な研修、訓練等への参加、並びに委員会を開催する。